三　路線バス（主として一の市町村の区域内において運行するものに限る。）の停留所のベンチ又は上家
四　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第六号に掲げる仮設工作物
附則第二項中「第二十一条」を「第二十三条」に改める。

（都市再開発法施行令の一部改正）

第二条　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第百条」を「第百条第二項」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第二十五条第一号中「又は第七号」を「、第七号又は第十二号」に改め、同条第二号中「又は第十二号から第十四号まで」を「、第十号又は第十七号から第十九号まで」に改め、同条第三号中「第七十三条第一項第十五号」を「第七十三条第一項第二十号」に、「又は施設建築物の一部等」を「、施設建築物の一部等又は個別利用区内の宅地」に改める。

第二十八条第一項中「第十一号及び第十二号」を「第十六号及び第十七号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（個別利用区内の宅地等の価額の概算額）

第二十八条の二　法第七十三条第一項第九号に掲げる個別利用区内の宅地の価額の概算額は、当該個別利用区内の宅地に係る同項第八号に掲げる指定宅地及びその使用収益権の価額の合計額と当該個別利用区内の宅地の整備に要する費用の額とを合計した額以上であり、かつ、基準日における近傍類似の土地の価額を参酌して定めた当該個別利用区内の宅地の価額の見込額を超えない範囲内において定めた当該個別利用区内の宅地の価額（以下この条において「宅地価額」という。）から、当該宅地価額に基準日における近傍類似の土地の使用収益権の価額がその土地の価額に占める割合を参酌して定めた個別利用区内の宅地の使用収益権の価額が当該宅地価額に占める割合（次項において「使用収益権の割合」という。）を乗じて得た額を控除した額とする。この場合において、当該合計した額が当該個別利用区内の宅地の価額の見込額を超えるときは、当該個別利用区内の宅地の価額の見込額をもつて宅地価額とする。

2　法第七十三条第一項第九号に掲げる個別利用区内の宅地の使用収益権の価額の概算額は、宅地価額に使用収益権の割合を乗じて得た額とする。

第二十九条第一項中「第七十三条第一項第九号」を「第七十三条第一項第十四号」に、「前条第一項」を「第二十八条第一項」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第三十一条第一号中「第十五号又は第十六号」を「第十七号又は第十八号」に改め、同条第二号中「又は第十二号から第十四号まで」を「、第十号又は第十七号から第十九号まで」に改める。

第三十二条第一号中「第十五号又は第十六号」を「第十二号、第二十号又は第二十一号」に改め、同条第二号中「又は第十二号から第十四号まで」を「、第十号又は第十七号から第十九号まで」に改める。

第三十三条の表第九十四条第三項の項中「第十一号又は第十二号」を「第八号、第十六号又は第十七号」に、「その価額」を「それらの価額」に改め、同表第九十四条第六項の項中「第十一号又は第十二号」を「第八号、第十六号又は第十七号」に、

同条第五項	同条第二項中「場合において、その和解の内容が第七章の規定に適合するときは」とあるのは「場合においては」と、同条第五項

に改

同条第五項	同条第二項中「場合において、その和解の内容が第七章の規定に適合するときは」とあるのは「場合においては」と、同条第五項
第九十四条第八項	都市再開発法第八十五条第三項において準用する第九十四条第八項

を

同条第五項	同条第二項中「場合において、その和解の内容が第七章の規定に適合するときは」とあるのは「場合においては」と、同条第五項

に改め、同表第九十四条第八項の項及び第百三十三条第一項及び第二項の項中「第十一号又は第十二号」を「第八号、第十六号又は第十七号」に改める。

第四十一条第一項中「、その共有持分若しくは」を「若しくはその共有持分、」に、「の価額、施設建築敷地の地代の額又は建築施設の部分の価額」を「若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額又は施設建築敷地の地代の額」に、「、第二十九条又は第四十六条」を「から第二十九条まで」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第四十三条の三の見出しを「（施設建築敷地の道路部分の価額の概算額）」に改め、同条の次に次の三条を加える。

（施設建築敷地を立体的に利用する必要がある第一種市街地再開発事業）

第四十三条の四　法第百九条の三第一項の政令で定める第一種市街地再開発事業は、都市計画法第十一条第三項の規定により当該都市計画施設の区域について都市高速鉄道を整備する立体的な範囲が定められている第一種市街地再開発事業とする。

（都市高速鉄道が存することとすることができる施設建築敷地の上の空間又は地下の範囲）

第四十三条の五　法第百九条の三第一項の政令で定める範囲は、都市計画法第十一条第三項の規定により当該都市計画施設の区域について定められている都市高速鉄道を整備する立体的な範囲とする。

（施設建築敷地の都市高速鉄道部分の価額の概算額）

第四十三条の六　法第百九条の三第二項前段に規定する場合においては、第二十八条第一項中「控除した額」とあるのは、「控除した額（法第百九条の三第三項に規定する施設建築敷地の都市高速鉄道部分にあつては、当該敷地価額から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の都市高速鉄道の所有を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十九条の二第一項の地上権の価額がその地上権に係る土地の価額に占める割合を参酌して定めた当該施設建築敷地の都市高速鉄道部分に係る都市高速鉄道の所有を目的とする同項の地上権の価額が当該敷地価額に占める割合（以下「都市高速鉄道の地上権割合」という。）を乗じて得た額及び当該敷地価額に地上権の割合を乗じて得た額を控除した額）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第四十四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（施行地区内の権利者等の全ての同意を得た場合の特則に係るこの政令の適用についての読替え）」を付し、同条中「共有持分又は」を「共有持分、」に、「又は施設建築物に」を「若しくは施設建築物に」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定宅地の権利者以外の権利者等の全ての同意を得た場合の特則に係るこの政令の適用についての読替え等）

第四十四条の二　法第百十条の二第一項の場合においては、第二十五条第三号中「施設建築敷地若しくはその共有持分、施設建築物の一部等」とあるのは「施設建築敷地若しくは施設建築物に関する権利」と、第二十八条第一項中「掲げる施設建築敷地」とあるのは「掲げる施設建築敷地に関する権利」と、「から、当該敷地価額に基準日における近傍同種の建築物の所有を目的とする地上権の価額がその敷地の価額に占める割合を参酌して定めた施設建築物の所有を目的とする地上権の価額が当該敷地価額に占める割合（以下「地上権の割合」という。）を乗じて得た額を控除した」とあるのは「に、当該施設建築敷地に関する権利を与えられることとなる者及び当該施設建築敷地に関する他の権利を与えられることとなる者の全ての同意を得て定めた当該施設建築敷地に関する権利の価額が当該敷地価額に占める割合を乗じて得た」と、同条第三項中「施設建築物